

平成 29 年度 第 10 回

宍粟市教育委員会

# 会 議 録

(要点筆記)

日時 平成 30 年 1 月 18 日 午前 9 時 30 分から

場所 宍粟市役所 401 会議室

## 第10回（定例）宍粟市教育委員会会議録

### 1 開会・閉会の年月日時及び場所

平成30年1月18日（木） 午前9時30分～午前10時14分

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6

宍粟市役所 401会議室

### 2 会議に出席した者の職氏名

教育委員

西岡章寿	教育長	杉本健三	委員
中山由香里	委員	前田純恵	委員
金本一二	委員		

事務局

藤原卓郎	教育部長	前田正人	教育部次長
橋本 徹	教育総務課長	山本哲史	学校教育課長
中尾善弘	こども未来課長	西林文隆	施設整備課長
藤井康明	社会教育文化財課長	池本雅彦	学校給食センター所長
福元佳代	教育総務課副課長		

### 3 開会

西岡教育長が開会した。

### 4 会議の成立宣言

出席者数5名となり、西岡教育長が会議の成立を宣言した。

### 5 会議録署名委員の指名

(1) 署名委員は、西岡教育長の指名により、次のとおり決定された。

中山委員

### 6 前回会議録の承認

平成29年度第9回（定例）宍粟市教育委員会会議録の承認に関する件

前回の定例教育委員会における協議事項、報告事項の会議録について、橋本教育総務課長が説明し、承認された。

### 7 教育長報告

次の2点について西岡教育長が報告した。

(1) 学校規模適正化・幼保一元化推進状況について

一宮南中学校区の学校規模適正化については、2月6日（火）第12回協議会を開催し、遠距離通学対

策として染河内地区のスクールバス乗降の場所を決定していただく予定になっている。これで、いよいよ最後の3年近くかかった協議会が終わるのではないかと思っている。閉校記念式典は染河内小学校が3月4日（日）、神戸小学校が3月11日（日）となっている。よろしくお願いします。

幼保一元化については、戸原地区については、1月25日（木）に第3回幼保一元化協議会を開催する。また、一宮北地区については1月29日（月）に第5回幼保一元化協議会を開催し、協議を行っていく予定である。

## (2) 実践発表会について

2月25日（日）に一宮北中学校区において、西播磨地区人権教育研究協議会指定の人権教育実践発表会（社会教育の部・本発表）の開催を予定している。

## 8 議事

### 第10号議案 宍粟市立神戸小学校・染河内小学校の廃止並びに宍粟市立はりま一宮小学校の設置について

より良い教育環境の構築をめざすための学校規模適正化の推進により、宍粟市立神戸小学校・染河内小学校を閉じ、新たに、宍粟市立はりま一宮小学校として再編することについて、議決を求めるものであることを、橋本教育総務課長が説明した。

審議の結果、全員「異議なし」とし、決定された。

### 第11号議案 宍粟市立染河内幼稚園の休園について

地域・保護者より、一宮南中学校区学校規模適正化実施時には開校する小学校に近隣する幼稚園への通園要望が出されており、平成30年4月の同校区学校規模適正化実施にあわせ、宍粟市立染河内幼稚園を休園し、当該幼稚園の通園区域内の園児を神戸幼稚園に通園させることについて、橋本教育総務課長が説明した。

審議の結果、全員「異議なし」とし、決定された。

### 第12号議案 宍粟市立下三方幼稚園及び繁盛幼稚園の廃止について

一宮北地区では、平成28年2月の地域の委員会で幼保一元化実施の方向性が決定以降、平成28年7月の幼保一元化協議会の設置等、認定こども園開設に向けた具体的な手続き並びに取組み等が進んでいること、また、早期に園舎跡地の活用等による地域創生となるよう、宍粟市立下三方幼稚園及び繁盛幼稚園の廃止することについて、議決を求めるものであることを、橋本教育総務課長が説明した。

審議の結果、全員「異議なし」とし、決定された。

## 9 協議報告事項

### (1) 学校規模適正化・幼保一元化推進状況について

資料1「学校規模適正化・幼保一元化推進の状況」により、学校規模適正化について橋本教育総務課長が、幼保一元化について中尾こども未来課長が報告した。

### (2) 平成30年度宍粟市立幼稚園入園受付状況・クラス数予定について

資料2「平成30年度宍粟市立幼稚園園児数・クラス数予定一覧表」により、橋本教育総務課長が報

告した。

### (3) 2学期「いじめ事案」について

資料3「宍粟市内小中学校で認知したいじめ事案について」により、山本学校教育課長が報告した。

### (4) 人権教育実践発表会（社会教育の部・本発表）について

資料4「人権教育実践発表会（社会教育の部・本発表）のご案内」により、藤井社会教育文化財課長が報告した。

### (5) 学校給食における異物混入対応について

資料5「平成29年度学校給食センター異物混入状況及び対策」により、池本学校給食センター所長が報告した。

## 委員の主な意見及び事務局等の説明

（杉本委員）

2学期いじめ事案の報告については、認知件数は94件で、前年に比べ2倍近く増えているという報告であったが、これは、いじめが増えたということではなく、教員がいじめに対して敏感な感覚で、丁寧な関わりやきめ細かな対応の結果として、認知件数が2倍近くになっていると思う。今後とも、いじめに対して先生方のきめ細かな敏感な対応、また丁寧な対応を継続していただきたい。

（前田委員）

いじめ解消に向け、継続支援中と解消に向けて取組中とする2通りの報告があったが、その違いを教えてください。

（学校教育課長）

いじめが解消しているかは、3カ月という期間が目安としてある。いじめの行為が止んでいる状態が3カ月、又は、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが3カ月の目安となっている。特にいじめにかかる行為が完全に解消していない場合には、解消に向けて取組中と記載している。継続支援中は、3カ月は経ってないが、行為が止んでいることが確認できたので、加害側の子ども、被害を受けている子どもの、両方の支援をしているというふうに使っている。

（前田委員）

いじめの解消に向け、教員等が丁寧に関わっていただいているのは良いが、その負担が大きくなっているのではないかと心配する。また、スクールカウンセラーとの関係も密接にして、対応をされているのか。それらについて教えてください。

（学校教育課長）

子どもたちに丁寧に関わるということは声かけも含めてということである。一旦、いじめかどうかという事象を確認した場合は、いじめとして認知するか、組織として会合を持つ必要がある。いじめ防止等の取組については、国の法律で定められた後は、かなりの時間を割いていることは事実である。スクールカウンセラーは学校教職員の一員であり、いじめ防止と対策等に向けた会議には入っている。会議の開催には、相応の時間が必要であり、負担になるかといえば、それは仕方ないところであると思う。

（教育長）

いじめを早期発見、早期対応する労力と、発見が遅れて根が深くなってから対応する労力を比べたら、大きな労力の違いがある。大変であるが、早く見つけて早く対応することが、子どもにとっても先生にとっても、大変すばらしいことであると思っている。

#### 10 次回会議の招集について

平成30年2月15日（木）午前9時30分から開催すると決定した。

#### 11 閉会

金本委員が閉会した。

以上 午前10時14分終了